

種別	件		合計	上 求ニヨリ	數ノ内	受理數	各條	前年ノ殘	本年	合計
	前年ノ殘	本年								
總計	一、七八二	八、四二五	八、九八三	七九一九	五五四七	三三八	九〇	一、七七一	一〇,〇三一	一〇,一八三
明治十八年	一、七八二	八、四〇二	八、九八〇	八、五五二	七五三六	三〇一	三九六	六五	四	二、六六三
明治十九年										一、五二三

第二百八十七

對審裁判輕罪被告人罪狀及言渡區分

明治十九年

罪狀	處		罰金	拘留科料	總計	管轄會議局或 審判廳 付故申立	無罪免訴 全免	無減等 棄却 消滅	總計
	重	輕							
皇室ニ對スル罪	三	一			五				五
兇徒聚衆ノ罪	三		二		五				五
官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害スル罪	三		二		五				五
囚徒逃走ノ罪及ビ罪人ヲ藏匿スル罪	三		二		五				五
附加刑ノ執行ヲ遁ルルノ罪	四	一	一		六				六
私ニ軍用ノ銃鐵彈藥ヲ製造シ及ビ所有スル罪	一		九		一〇				一〇
往來通信ヲ妨害スル罪	一		一		二				二
人ノ住所ヲ侵スル罪	五	一	一		七				七
官ノ封印ヲ破棄スル罪	四		一		五				五
公務ヲ行フヲ拒ム罪	四		一		五				五
貨幣ヲ偽造スル罪	五		八		一三				一三
官印ヲ偽造スル罪	九		一		一〇				一〇

用途	處		計	私ニ營業ヲ爲ス罪	其他風俗ヲ害スル罪	富	賭博	其他風俗ヲ害スル罪	計	健康	計	風俗	死屍ヲ毀棄シ及ビ墳墓ヲ發掘スル罪
	重	輕											
官ノ文書ヲ偽造スル罪	一		一						一				
私印私書ヲ偽造スル罪	一		一						一				
免狀鑑札及ビ疾病證書ヲ偽造スル罪	一		一						一				
偽證ノ罪	八	二	一〇						一〇				
度量衡ヲ偽造スル罪	八	二	一〇						一〇				
身分ヲ詐稱スル罪	二	二	四						四				
公選ノ投票ヲ偽造スル罪	三		三						三				
計	一、六一〇	八、九二五	一〇、〇七八	一、二五一	三、六三〇	七	三	一	二一、九三三	七	二、七三三		
阿片烟ニ關スル罪	一		一						一				
飲料ノ淨水ヲ汚穢スル罪	一		一						一				
傳染病豫防規則ニ關スル罪	一		一						一				
危害品及ビ健康ヲ害スベキ物品製造ノ規則ニ關スル罪	一		一						一				
健康ヲ害スベキ飲食物及ビ藥劑ヲ販賣スル罪	一		一						一				
私ニ營業ヲ爲ス罪	一		一						一				
計	六	三、四〇〇	四、〇〇七	二、五五二	七、三三三	七	三	一	一七、〇三三	七	二、七三三		
公然猥褻ノ所行ヲ爲シ又ハ風俗ヲ害スベキ圖書物品ヲ陳列販賣ス	一		一						一				
賭博	三		三						三				
富	七		七						七				
其他風俗ヲ害スル罪	三		三						三				
計	三	一、五三三	一、五三六	一、九一九	三、三一〇	七	三	一	五、一八六	七	一、五三三		
死屍ヲ毀棄シ及ビ墳墓ヲ發掘スル罪	七		七						七				
計	七		七						七				
其他風俗ヲ害スル罪	三		三						三				
計	三	一、五三三	一、五三六	一、九一九	三、三一〇	七	三	一	五、一八六	七	一、五三三		
總計	一、七七八	八、九二五	一〇、〇七八	二、〇二〇	一〇、〇七八	一四	三	一	二〇、一七六	一四	一、六七一		

民事及刑事裁判

六五七

罪状	禁錮		罰金	拘留料	棒	計	管轄	豫審局或	無罪	免訴	全免	減等	棄却	消滅	懲治	合計
	重	輕														
商業及び農工ノ業ヲ妨害スル罪	一〇					一七										一八
官吏人民ニ對スル罪	二六					二八										四一
官吏財産ニ對スル罪	二					三										四
計	二八					三二										四五
毆打創傷ノ罪		二八〇〇			二八七	三〇八七										三二五二
過失ニ因テ人ヲ殺ス						九八										一一
過失ニ因テ人ヲ傷ス			二二六		一六	一三二										一四六
自殺ニ關スル罪						一一五										一八
撞ニ人ヲ逮捕監禁スル罪						一一五										一一七
脅迫ノ罪		八二				八四										九三
墮胎ノ罪		二六七				二六八										二八一
幼者又ハ老疾者ヲ遺棄スル罪		一五三				一五五										一五七
幼者ヲ畧取誘拐スル罪		四				四										七
十二歳未満又ハ以上ノ男女ニ對シテ猥褻ノ所行ヲ爲ス		八				八										一三
十二歳未満ノ幼者ヲ猥褻ス																一
淫行ヲ勸誘シ及ビ媒合ス		五				五										八
重婚																一
有夫重婚		二八六				二八六										三七七
誣告及ビ誹毀ノ罪		二二三				二四〇										二二七
誣告及ビ誹毀ノ罪		七九				七九										八〇
祖父母父母ニ對スル罪																三三三
合計																五〇五二

罪状	禁錮		罰金	拘留料	棒	計	管轄	豫審局或	無罪	免訴	全免	減等	棄却	消滅	懲治	合計
	重	輕														
竊盜ノ罪		五三四六〇				二五七										二五七
強盜ノ罪		七五五			四一六	二一八										二二七
遺失物埋藏物ニ關スル罪		一六八				七										二二
家資分散ニ關スル罪		九八六八				四一										四八
詐欺取財ノ罪及ビ受寄財物ニ關スル罪		四〇二八				七										四九
贓物ニ關スル罪		一〇				一〇										一一
放火ノ罪		一九				一										二
失火ノ罪		一四七八				三五六										七八
洪水ノ罪		五二				五三										六
家屋物品ヲ毀壞シ及ビ動植物ヲ害スル罪		四三二			二七六	七八三										七八
計		六八七八二			二一七〇	七一二										七三六九二
軍人擅ニ哨令ヲ變更シ若クハ之ニ違フ																六
軍人上官ニ對シ暴行ヲ爲シタル																六
軍人擅ニ艦船屯營本隊若クハ職役ヲ離レタルモ																六
軍人擅ニ艦船屯營本隊若クハ職役ヲ離レタルモ																六
徵兵歸休兵豫備後備兵徵集ノ期ニ後ル																六
計																六
總計																六〇
明治十八年		八〇六六九														八〇六六九
明治十七年		七三二四九														七三二四九
明治十六年		八八七三														八八七三
合計		一六二七七														一六二七七

民事及刑事裁判

六五九

六五八

年次	禁錮	罰金	拘留料	棒鎖	管轄	無罪	免訴	全免	減等	棄却	消滅	懲留	合計		
明治十五年	六四〇八九	三九七	四二七九	一五二二	三三九〇	五七一七	六一	一五二二	五二五	二二九	五四九	六六	一四二二	六一	七七五七五

拘留料ノ欄ハ禁錮罰金ヲ減シテ拘留料ニ處シタル者ヲ記入ス但新舊法ヲ比照シ輕キ舊法ニ從ヒ言渡ヲ爲シタル者ノ内懲役十日贖罪收贖等ノ金額一圓九十五錢以下ニ及フ者モ亦此ニ合載ス

士族ノ犯者ニシテ新舊法ヲ比照シ輕キ舊法ニ從ヒ禁獄ニ處セラレタル者ハ輕禁錮中ニ合載ス

又合計中×印ヲ附スル者ハ刑法第百二條ニ依リ附加刑ノミヲ言渡シタル人員ヲ算入ス此人員十九十八兩年ニ各二人十七年ニ六人ナリ

表中附加刑ヲ科セラレシ者ヲ掲グレバ左ノ如シ

罪狀	監視		罰金		沒收		科料		罪狀	監視		罰金		沒收		科料		
	身	財	身	財	身	財	身	財		身	財	身	財	身	財	身	財	身
皇室ニ對スル罪	-	-	-	-	-	-	-	-	總計	六五、六七六	一一、七七一	四八三	三三三	三〇七九	-	一六	-	-
靜謐ヲ害スル罪	-	-	九八九	-	八四	-	-	-	明治十八年	六〇、七七五	一四、四七三	一、五五七	三八三	三九六五	-	一一三	-	-
信用ヲ害スル罪	-	-	一六三四	-	四二七	-	-	-	明治十七年	六〇、七八七	一四、四七三	一、五五七	三八三	三九六五	-	一一三	-	-
健康ヲ害スル罪	-	-	五	-	二二	-	-	-	明治十六年	七〇、八二八	二、二二三	六〇、四六	-	-	-	四〇	-	-
風俗ヲ害スル罪	-	-	三八	-	一〇	-	-	-	明治十五年	五一、四九三	二、四七三	四二、五七七	-	-	-	九二	-	-
死屍ヲ毀棄シ及墳墓ヲ發掘スル罪	-	-	六九	-	二	-	-	-	同	四二、一三九	四、二五七	一一、八四一	-	-	-	一八八	-	-
商業及農工ノ業ヲ妨害スル罪	-	-	一〇	-	九	-	-	-	同	二五、三二六	二七、〇九〇	八、九一七	-	-	-	一七五	-	-
官吏瀆職ノ罪	-	-	二九	-	九	-	-	-	同	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第二百八十八 闕席裁判輕罪被告人罪狀及言渡區分

明治十九年

罪狀	禁錮		罰金		拘留料		棒鎖		管轄	無罪		免訴		全免		減等		棄却		消滅		懲留	合計
	重	輕	罰金	拘留料	棒鎖	違	管轄	無罪		免訴	全免	無科	棄却	消滅	懲留	合計							
官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害スル罪	一五	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	一九
囚徒逃走ノ罪及ビ罪人ヲ藏匿スル罪	二四七	七	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	二六一
附加刑ノ執行ヲ道ルル罪	二九五八	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	四、〇〇八
私ニ軍用ノ銃彈藥ヲ製造シ及ビ所有スル罪	七	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	二二
人ノ住所ヲ侵スル罪	三	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	四
官ノ封印ヲ破棄スル罪	三	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	四
公務ヲ行フヲ拒ム罪	一三	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	一四
貨幣ヲ偽造スル罪	二	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	八
官印ヲ偽造スル罪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	八
官ノ文書ヲ偽造スル罪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	八
私印私書ヲ偽造スル罪	一四七	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	一四五
病狀鑑札及ビ疾病證書ヲ偽造スル罪	五	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	六
偽證ノ罪	三	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	四
度量衡ヲ偽造スル罪	三	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	四
身分ヲ詐稱スル罪	一六〇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	一三五〇
傳染病豫防規則ニ關スル罪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	六